

公立沖縄北部医療センター
国への要請について

令和 7 年 3 月 25 日協議会
公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局
(沖縄県医療政策課)

1. 11月要請の報告

令和6年11月21日、22日に、整備協議会一体となった要請を実施。

【内閣府沖縄担当大臣あて】（要請ポイント）

- 公立沖縄北部医療センター整備等への所要の財政措置
- 琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)による臨床研修、教育・研究活動等への所要の財政措置
- 令和7年度からの建設工事が早期着手できるよう沖縄振興公共投資交付金の早期交付



【厚生労働大臣あて】（要請ポイント）

- 公立沖縄北部医療センター整備等への地域医療介護総合確保基金の増額を含めた所要の財政措置
- 公立沖縄北部医療センター整備に対する地域医療介護総合確保基金等の財政支援制度の期間延長
- 令和7年度からの建設工事が早期着手できるよう沖縄振興公共投資交付金の早期交付



【伊東沖縄担当大臣コメント】

- 資材価格が高騰しており、必要な支援を考えたい。
- 令和10年度の開院に向けて、医師の確保にしっかり取り組んでいきたい。

【福岡厚生労働大臣コメント】

- 地域医療介護総合確保基金については、今年度、既に内示させていただいたところ。来年以降もご意見・ご要望を聞きながら対応させていただきたい。
- これまでの沖縄県の医師確保の歴史を重く受け止めており、また、陸続きでない沖縄県の特殊事情についても理解している。

2. 11月要請後における国の対応

内閣府

令和7年度沖縄振興予算（案）において、以下のとおりの対応となった。

- 沖縄振興公共投資交付金の確保
令和7年度分所要額である9.8億円が措置される見込み

（参考）各年度における所要額

R7年度：9.8億円

R8年度：19.7億円

R9年度：19.7億円

総額：49.2億円

- 新たな補助制度の創設等
琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）に対する特段の財政措置はなされなかった。

厚生労働省

地域医療介護総合確保基金において、以下のとおりの対応となった。

- 整備に対する活用期間延長
活用期間が令和8年度まで1年延長
- 追加積立の内示
令和6年12月に55.2億円の追加内示

【基金計画】

【R6.12月時点】

- R5年度～R7年度
総額110億円積立

R5年度：36.6億円（R5.12）

R6年度：36.6億円（R6.8）

- R6年度追加
55.2億円追加積立

〃 55.2億円（R6.12）

※ 積立額は単年度毎に協議

- 地域医療介護総合確保基金の活用が可能であることを確認

【厚生労働省】

琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）の取組は、基金の目的に合致し、標準事業にも該当

- 沖縄振興公共投資交付金の早期交付について

令和7年度の早い時期に国からの予算内示通知が発出される見込み（従来は年度後半の交付決定のみ）
⇒建設工事の早期着手に影響は生じない見通し

3. 今後の要請の方向性について（案）

- 公立沖縄北部医療センターの整備等に係る残された課題等を整備協議会で協議した上で、整備協議会が一体となり、以下の項目について引き続き国へ要請していく。

【内閣府】

- 公立沖縄北部医療センター整備等への所要の財政措置

【厚生労働省】

- 地域医療介護総合確保基金のさらなる積立に係る所要の財政措置
- 地域医療介護総合確保基金のさらなる活用期間の延長

※ 琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）については、地域医療介護総合確保基金を活用予定のため、今後の要請から取り下げる。

4. 要請スケジュールについて（案）

R7年3月25日 整備協議会

5～6月 国庫要請

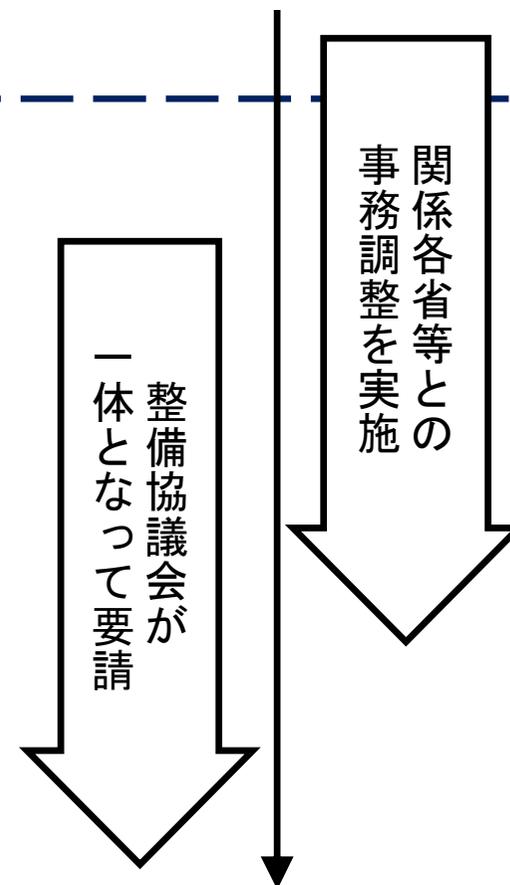
7月 整備協議会

8月 国庫要請

～ 令和8年度政府予算概算要求 ～

11月 国庫要請

～ 令和8年度政府予算案決定 ～



※ 要請日程は現時点のイメージであり、関係機関との調整の上、決定する見込み。